

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容 企業経営者に「攻めの経営」を促し、企業の「稼ぐ力」を向上させるため、平成28年度税制改正において導入された譲渡制限付株式の円滑な活用のための措置等により、役員給与における多様な業績連動報酬等の導入を促進する。		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 地方税法第23条第1項第2号、同法第292条第1項第2号		
減収見込額	[初年度] (-) [平年度] (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 平成28年度税制改正において、譲渡制限付株式の円滑な活用のための措置等が導入されたところ、経営者の「攻めの経営」をさらに後押しするため、中長期の企業価値の向上に対するインセンティブとして、多様な業績連動報酬や株式報酬等の導入を促進する。 (2) 施策の必要性 平成28年度税制改正を踏まえ、譲渡制限付株式の導入事例が既に複数（平成28年8月20日時点で7社）出てきているところ。また、日本再興戦略2016において、コーポレートガバナンス改革は、引き続き成長戦略の最重要課題とされている。 こうした状況等を踏まえ、我が国企業の中長期的な収益性・生産性向上を実現するべく、上場企業等を対象に、役員給与の損金算入が認められる範囲の見直し等を講じることにより、多様な業績連動報酬や株式報酬等の導入を促進し、企業経営者に「攻めの経営」を促すことが必要である		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-1 経済基盤
	政策の達成目標	役員に対する多様な業績連動報酬等の導入促進を通じ、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを付与し、経営者による「攻めの経営」を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業の稼ぐ力、中長期的な企業価値の向上を実現するためには、経営の中枢を担う役員への適切なインセンティブ付与を行うことが重要。 本要望は、このような適切なインセンティブ設計を可能とするための制度整備を行うものであり、政策目標を実現する観点からは有効と言える。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	コーポレートガバナンス改革を更に促進し、経営者による「攻めの経営」を後押しするためには、税制もこれに即したものである必要がある。 そこで、我が国企業の「稼ぐ力」向上に向け、我が国企業の中長期的な収益性・生産性向上を実現するべく、税制においても、役員給与等において中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを付与することは適切である。
	ページ	8—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成28年度税制改正要望において『「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備』を行い、平成28年4月改正。